

仙北市長 田口 知 明

令和5年度仙北市職員(介護員)採用試験告示(案内)

令和5年度仙北市職員(介護員)採用試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
介護員	若干名	介護老人保健施設等において介護業務に従事します。

2 受験資格

(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 受験資格

介護員	昭和58年4月2日以降に生まれた者であって、介護福祉士の資格を有する者
-----	-------------------------------------

(2) 欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の方法

試験は人物考査、小論文審査及び資格調査を行います。

試験	方法
作文試験	主として文章表現力等を審査します。

面接試験	個別面接により、人物や対人能力等について試験を行います。
資格調査	受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。

4 試験日及び会場

試験日	令和5年5月15日（月）
受付時間	午前8時30分～午前8時50分
試験説明	午前8時50分～午前9時
作文試験	午前9時～午前10時
口述試験	午前10時10分～
会場	仙北市役所田沢湖庁舎 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地

5 合格者発表

合格者の発表は、5月下旬に市役所各庁舎前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 合格者の採用は、令和5年7月1日の予定です。
- (2) 申込書等の記載事項に虚偽の申告があった場合は、採用されないことがあります。

7 給与

仙北市単純な労務に雇用される職員の給与種類及び基準を定める条例に従い、給料、扶養手当、通勤手当、期末手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は仙北市役所総務課、角館市民センター及び西木市民センターに請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員（介護員）採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記し140円切手を貼った返信用封筒（角形2号）を必ず同封し、仙北市役所総務課職員係へ請求してください。

※普通郵便の事故及び電子メールによる請求には対応できません。

(2) 申込手続

- ① 持参の場合 申込書及び自己紹介書、小論文の所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦4センチ、横3センチの写真1枚を貼って、仙北市役所総務課職員係宛に提出してください。
角館市民センター及び西木市民センターでは受付しません。
- ② 郵送の場合 ①と同じものと、宛先を明記した返信用封筒（長型3号、切手不要）を必ず同封し、封筒の表に「職員（**介護員**）採用試験申込」と朱書きして仙北市役所総務課職員係へ簡易書留で郵送してください。 ※普通郵便の事故には対応できません。

(3) 受付期間

令和5年4月7日（金）～5月8日（月）

申込は土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで。

郵送の場合は5月8日（月）までに届いたものに限り受付します。

(4) 提出書類等

- ① 申込書、 ② 自己紹介書 各1部（所定の用紙を使用すること。）
- ③ 受験料 不要

(5) 受験票の交付

- ① 申込を受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。
- ② 受験票、合格通知等の送付先について、申込書の現住所と連絡先で別々の記載があった場合は、現住所に郵送しますので申込書記載の際はご留意願います。

9 試験結果の開示

個人情報の保護に関する法律及び仙北市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定により、本人が開示を請求することができます。（開示請求1件につき試験結果閲覧手数料として200円、さらにコピー使用料として1部につき10円を負担していただきます。）

(1) 開示内容と開示方法

試験結果の開示は、合格発表の日から請求できるものとし、内容は総合得点及び総合順位とします。即日開示は行わず、審査を経て、後日、請求者へ開示について連絡します。

(2) 請求手続

受験者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参のうえ、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時までの間に仙北市役所総務課又は角館市民センター・西木市民センター・各出張所へ直接おいでください。直接おいでにならない場合は、仙北市ホームページのトップページ>行政情報トップページ>個人情報保護をご覧ください。郵送で仙北市総務課へ請求してください。